

日本建機レンタル総合補償制度

▶ 年中いつでも加入が可能です。

のご案内



登録業者は
5%割引！

新設

メニュー1 総合賠償制度 (団体契約)	メニュー2 業務中災害補償制度 (団体契約)	メニュー3 動産総合保険制度 (個別契約)	メニュー4 ダブルリース保険制度 (個別契約)	メニュー5 サイバー保険制度 (団体契約)
リース・レンタル業務の遂行にともなう賠償事故への補償	従業員の就業中のケガを補償	所有建設機械の保管中・貸出中等の損害を補償	会員企業が他社からレンタルした建設機械の損害を補償	サイバーセキュリティ事故・情報漏えい事故に対する補償

メニュー名称	保険期間	加入方法
メニュー①:総合賠償制度 メニュー②:業務中災害補償制度 メニュー⑤:サイバー保険制度	新規・継続 1年加入 2026年4月1日午後4時から 2027年4月1日午後4時 新規 短期加入 着金月の翌月1日午前0時から 2027年4月1日午後4時	2026年3月4日(水) 申込締切 毎月15日申込締切
メニュー③:動産総合保険制度 メニュー④:ダブルリース保険制度	会員ごとに任意で設定	見積り依頼書にて 保険料をご確認ください。

※メニュー①総合賠償制度・メニュー②業務中災害補償制度・メニュー⑤サイバー保険制度につきましては毎月15日までの受付分については翌月1日から2027年4月1日までの保険期間となります。

日本建設機械レンタル協会推奨制度です！

日本建機レンタル総合補償制度の特長と概要

本制度は、日本建機レンタル協会正会員さまのみがご加入できる保険制度です。

本制度の特長

- 日本建機レンタル協会の登録制度に連動した割引制度!(メニュー①のみ)
- 団体スケールメリットを活かした手厚い補償を割安な保険料でご提供!
- 年中いつでも、メニュー1つからでも加入可能!(メニュー①②⑤は毎月1日からの中途加入)
- 保険料は、全額損金処理が可能!

※今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理については、税理士にご相談ください。

「日本建機レンタル総合補償制度」5つのメニュー

<メニュー1> 総合賠償制度 (団体契約)

レンタルした建設機械に起因した賠償事故への補償



「登録事業者向け割引制度」あり

<メニュー2> 業務中災害補償制度 (団体契約)

従業員の就業中のケガを補償



就業中の熱中症も補償

<メニュー3> 動産総合保険制度 (個別契約)

所有建設機械の保管中・貸出中等の損害を補償



自然災害*による損害も補償

<メニュー4> ダブルリース保険制度 (個別契約)

会員企業が他社から借りた建設機械の損害を補償



又貸し中の損害も補償

<メニュー5> サイバー保険制度 (団体契約)

サイバーセキュリティ事故・情報漏えい事故に対する補償



2026年度から新たに追加しました!

カバンの置き忘れによる情報漏えいも補償

5つのメニューの概要

＜メニュー1＞総合賠償制度

「建設機械レンタル業者登録制度」に登録している会員さまは、5%割引を適用

・貸出中のレンタル建設機械に起因して、第三者の身体や財物に損害を与えた事故を含む、レンタル業務の遂行にともなう賠償事故を包括的に補償します。

・また、本制度ならではの補償として、レンタル先のユーザーが使用中に起こした賠償事故や、ユーザー同士やユーザー・下請間で生じた事故も補償するオプションを用意しています。

＜メニュー2＞業務中災害補償制度

・就業中に従業員が被った死亡・後遺障害や入院・通院を幅広く補償します。

・企業が労災事故の使用者賠償責任を問われた場合や、ハラスメント等によって従業員から損害賠償を求められた場合に負担する争訟費用・損害賠償金などの補償もオプションで用意しています。

＜メニュー3＞動産総合保険制度

・所有する建設機械を「保管中・輸送中・ユーザー貸出中」に生じた事故による損害を補償します。

・豪雨や土砂崩れなどの水災※、台風などの風災といった自然災害による損害も補償します。

(地震・噴火またはこれらによる津波は補償対象外です。)

※契約方式により水災が補償されないプランがあります。

＜メニュー4＞ダブルリース保険制度

・会員企業が他のレンタル業者等から借りた建設機械への「使用中・管理中、ユーザー等に又貸し中」に生じた事故による損害について、所有者に対する賠償責任を補償します。

・借りた建設機械の火災や落雷などによる損害にくわえて、盗難についても補償します。

＜メニュー5＞サイバー保険制度

・サイバー保険では、サイバー攻撃発生に起因して他人に損害を与えた場合の法律上の損害賠償金などを補償します。

・また、電車内への置き忘れ、車上荒らし等による情報漏えいやそのおそれによって生じる法律上の損害賠償も補償します。

メニュー1 P3へ

メニュー2 P9へ

メニュー3 P11へ

メニュー4 P13へ

メニュー5 P14へ

<メニュー1> 総合賠償制度

施設賠償責任保険/生産物賠償責任保険/
請負業者賠償責任保険

1 総合補償制度の概要

リース賠償は、建設機械器具を主たる目的としたリース・レンタル機械を対象とし、(一社)日本建設機械レンタル協会の会員が業務の遂行中および終了後の偶然な事故によって、第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を総合的に補償する制度であり、『基本プラン』とユーザーの建機使用中の事故等を対象とする『オペレーションミス担保特約』、『ユーザー担保特約』からなっています。

2 加入ケースごとの補償範囲

ケース1 基本プランのみ

P4へ

ケース2 基本プラン+オペレーションミス担保特約(オプション)

P5へ

ケース3 基本プラン+ユーザー担保特約(オプション)

P6へ

本来の業務遂行にともなう責任

レンタルした建設機械に起因した賠償事故を含む、会員のリース・レンタル業務の遂行にともなう第三者への賠償事故を補償します。

【事故例】

- ◆クレーン車のワイヤーの疲労が原因で折損し、ユーザーの従業員が負傷した。
- ◆会員の従業員が積み下ろし作業中に、鉄板を落下してしまい、ユーザーのトラックにを破損させた。



オペレーター・ユーザーの建設機械使用中の責任

会員の派遣オペレーターやユーザーがリース・レンタル機械器具を使用中のミスに起因した第三者への賠償事故も補償します。

【事故例】

- ◆ユーザーが高所作業車で作業中に工具を落とし、通行人が負傷した。
- ◆ユーザーがタワークレーンの操作を誤り、隣接民家を破損させた。



ユーザー・下請間の交差責任 同僚間災害・搭乗者災害

ケース①・②では補償対象外の「同僚間」や「元請・下請間」の賠償事故を補償します。

【事故例】

- ◆ユーザーが建設機械の操作を誤ったため、下請負人が負傷した。
- ◆ユーザーの従業員が操縦していた工作車が崖から転落し、同乗していた同僚が負傷した。



本制度ならではの補償!

※ケース2、ケース3はパンフレット掲載外のプランもご用意しております。保険料等につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

3 本制度の対象となるリース・レンタル機械・器具

◎対象となる機械・器具

固定式機械器具	その他器具機材	工作車(ナンバー付き含む)	
コンプレッサー	仮設ハウス類	掘削機	ホイルローダー
発電機	仮設トイレ	キャリー	クレーン
溶接機	機材	高所作業車	ユニック付車両
ランマー	足場仮設	ローラー	散水車
水中ポンプ	自転車	自走式草刈機	バックホー
投光機	その他	クローラークレーン	その他
ジェットヒーター		グレーダー	
その他		フォークリフト	

×対象とならない機械・器具(例)

非工作車
乗用車
ライトバン
トラック
ダブルキャブ
ダンプカー
オートバイ等
バス・トレーラー等

※登録ナンバー付非工作車（単に人や荷物を運ぶ目的で運行される車両）は、この賠償制度の対象には含まれません。

4 お支払いする保険金について

お支払いする保険金は以下のとおりです。

(基本プラン・オペレーションミス担保特約。ユーザー担保特約の対人賠償見舞金担保特約部分は8ページをご覧ください。)

(1)法律上の損害賠償金

- ①身体賠償事故の場合:治療費、休業損失、慰謝料など
- ②財物賠償事故の場合:修理費、再調達費など(※)

(2)被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用

(3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(※)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

5 具体的な補償内容・保険料について (ケース1の場合)

ケース1 基本プラン

【基本プランにおける被保険者(保険の対象となる方)】

①会員業者(記名被保険者)、②会員業者の役員および使用人、③会員業者の下請負人、④会員業者の下請負人の役員および使用人、
⑤リース・レンタル業者、⑥リース・レンタル業者の役員・使用人、⑦リース・レンタル業者の下請負人、⑧リース・レンタル業者の下請負人の役員および使用人
※②～⑧は、会員業者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

＼ 本来の業務遂行に伴う責任をカバーします! ／

基本プランの概要

(被保険者は会員業者およびそのリース・レンタル業者の下請負人(使用人を含みます。))

- 被保険者がリース・レンタル業の日常業務の遂行に伴い(リース・レンタル業以外の建設工事業等の業務は含みません。)他人(ユーザーを含みます。)の身体・財物に對し損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金から自己負担額を控除した額を保険金額の範囲内でお支払いします。
 - 自社が所有するリース・レンタル機械器具の他に、同業他社から借り入れてダブルリース・レンタルする機械器具も対象に含まれます。
 - 登録ナンバーを有する自走式工作車(ダンプカー・トラック等の非工作車は除きます。)を含むすべてのリース・レンタル機械器具が補償の対象となります。
ただし、登録ナンバー付き自走式工作車については自賠責保険・自動車保険の適用が優先されます。
- ※この基本プランは被保険者に法律上の責任がなければ保険金のお支払いの対象になりません(賠償責任が発生しない場合の見舞金等)。
- ※登録ナンバー付き自走式工作車には自賠責保険が強制加入となっております(自賠法第5条ならび第12条)。

対象となる主な事故

- ①リース・レンタル機械器具の整備、点検ミスによって生じた事故
②リース・レンタル機械器具の積込み、積卸し中のミスによって生じた事故
③自社敷地内の工場、事務所、倉庫、門型クレーン、天井クレーンなどの管理ミスならびに、リース・レンタル機械器具の使用、保管中のミスによって生じた事故
④リース機械器具の工事現場等からの回収業務上のミスによって生じた事故
⑤建設機械器具のリースアップ物件の販売業者としてのPL責任
⑥会員による仮設資材の組立、解体作業中のミスによって生じた事故(G～Lコースに加入の方のみ)
※メーカー責任(PL責任)による事故に対しても、この賠償制度が代行払いし、後日メーカーに対して代位求償権行使します。



クレーン車のワイヤーの疲労が原因で折損し資材が落下、ユーザーの従業員がケガをした。

従業員が積込み作業中に誤って荷崩れをおこし、通行人にケガをさせた。

回送車が入れない現場へバックホーを自走させて搬入する際、民家の壇に接触し破損させた。^(注)

自社看板が突風で飛ばされて通行人にあたり負傷させた。

(注)特定の現場から他の現場へ単に公道を横断する場合や、公道そのものが工事現場でやむを得ずその現場に隣接する公道を一時的に使用する場合、または、受渡し・回収業務で公道を一時的に使用する場合でかつ下記のいずれかに該当するものについてのみ対象となります。

イ.役所または警察へ所定の届出をし、使用許可を得たもの。

ロ.リース・レンタル物件に運転者以外の補助者を2名配備し、十分な安全対策が図られている場合。(補助者は、会員の使用人にかぎられません。)

ケース1 基本プランの保険料

(保険期間 1年、一括払)

■仮設資材の組み立て解体作業を行わない会員の加入コースおよび保険料

加入コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
保険金額	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	5,000万円 1.5億円 500万円	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	1億円 3億円 1,000万円	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	1.5億円 4.5億円 2,000万円

※生産物賠償責任保険は、期間通算で1事故の保険金額がお支払い限度額になります。

自己負担額(免責金額)

10万円

5万円

10万円

5万円

10万円

5万円

年間保険料

9万円

10万円

11万円

14万円

15万円

18万円

■仮設資材の組み立て解体作業を行う会員の加入コースおよび保険料

加入コース	Gコース	Hコース	Iコース	Jコース	Kコース	Lコース
保険金額	Aコースと同じ	Bコースと同じ	Cコースと同じ	Dコースと同じ	Eコースと同じ	Fコースと同じ
自己負担額(免責金額)	14万円	16万円	17万円	22万円	23万円	28万円

複数店舗を
運営している場合

上記に加え、2店舗以上1店舗につき追加保険料1万円

※店舗とは、リース・レンタル業務に使用する事務所等の施設で、かつ、従業員が常駐している施設を指し、支店・営業所等の名称の如何を問いません。

メニュー
①

メニュー
②

メニュー
③

メニュー
④

メニュー
⑤

共通

ケース2 \ 基本プラン+オペレーションミス担保特約

【オペレーションミス担保特約における被保険者(保険の対象となる方)】

①会員業者(記名被保険者)が派遣するオペレーター、②ユーザー、③ユーザーの役員および使用人、④ユーザーの下請負人、⑤ユーザーの下請負人の役員および使用人、⑥会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者、⑦会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の役員および使用人、⑧会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の下請負人、⑨会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の下請負人の役員および使用人

※①～⑨は、会員業者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

↙ 自走式機械以外も広く対象です! ↘

概要

(被保険者は会員のオペレーターならびにユーザー)

- すべてのリース・レンタル機械器具(レンタカー・トラック等の非工作車両を除きます。)を補償の対象として、会員のオペレーターならびにユーザーが請負作業・請負工事中にリース・レンタル機械器具の操作、操縦、使用上のミスにより第三者の身体・財物に対し損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金から自己負担額を控除した額を保険金額の範囲内で支払われます。
- ※本契約に関わる事故が発生した場合には、**第一原則としてユーザーが付保している請負賠償責任保険等を優先**し、その上乗せとしてこの契約を適用させていただきます。
- ※**登録ナンバー付自走式工作車については自賠責保険・自動車保険の適用が優先されます。**
- ※自社が所有するリース・レンタル機械器具の他に、同業他社から借り入れてダブルリース・レンタルする機械器具も補償の対象に含まれます。
- ※被保険者に法律上の責任がなければ保険金のお支払いの対象になりません。(賠償責任が発生しない場合の見舞金等)

対象となる主な事故

- ①会員のオペレーターのリース・レンタル機械器具の操作、操縦、使用上のミスによって生じた事故
- ②ユーザー(下請業者等を含みます。)のリース・レンタル機械器具の操作、操縦、使用上のミスによって生じた事故
- ③高所作業車(作業機械)の操作、操縦、使用上のミスによって生じた事故以外に、作業中に高所作業台から工具や資材等を落下させたことによって生じた対人・対物事故など



ユーザーが接続したブレーカーのホースが外れ、ホースの先端部が通行人にあたりケガをさせた。



ユーザーの下請負人がランマーで整地中、操作を誤り、隣接民家の玄関タイルを破損させた。



ユーザーがタワークレーンの操作を誤り、隣接民家を破損させた。

ケース2 ①基本プラン + ②オペレーションミス担保特約の保険料

保険期間1年、一括払

① 基本プランの保険料 P4下部の「ケース1 基本プランの保険料」をご参照ください。

+

② オペレーションミス担保特約の保険料(抜粋)

●下表は、年間賃貸売上高の保険料を抜粋して記載しています。保険料は1億円ごとに設定できますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンにて確認ください。

加入コース	基本プランが A・B・G・Hコースの場合		基本プランが C・D・I・Jコースの場合		基本プランが E・F・K・Lコースの場合	
	保険金額 基本プランA・B・G・Hコースと同じ	自己負担額(免責金額) 30万円	保険金額 基本プランC・D・I・Jコースと同じ	自己負担額(免責金額) 30万円	保険金額 基本プランE・F・K・Lコースと同じ	自己負担額(免責金額) 20万円
年間賃貸売上高	~1億円	9万円	11万円	10万円	12万円	13万円
	~3億円	11万円	14万円	15万円	19万円	19万円
	~5億円	16万円	20万円	22万円	27万円	26万円
	~10億円	27万円	32万円	36万円	46万円	44万円
	~15億円	35万円	41万円	47万円	60万円	58万円
	~20億円	43万円	51万円	59万円	75万円	73万円
	~25億円	51万円	59万円	67万円	86万円	83万円

※保険料の詳細は、取扱代理店へお問い合わせください。

この保険契約の保険料(オペレーションミス担保特約)を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における年間賃貸売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

自己負担額(免責金額)について…身体賠償・財物賠償の事故が同時に発生した場合は、身体賠償・財物賠償それぞれに自己負担額(免責金額)が適用されます。

※「オペレーションミス担保特約」における、年間賃貸売上高が25億を超える場合の保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

※「基本プラン+オペレーションミス担保特約(対人のみ限定補償)」「基本プラン+オペレーションミス担保特約(交差責任担保特約の補償追加)」の特別プランもご用意しております。保険料等につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

ケース3 \ 基本プラン+ユーザー担保特約

・請負業者賠償責任保険(交差責任担保追加条項)
・生産物災害補償追加条項・Uガード追加条項

【ユーザー担保特約における被保険者(保険の対象となる方)】

①会員業者(記名被保険者)が派遣するオペレーター、②ユーザー、③ユーザーの役員および使用人、④ユーザーの下請負人、⑤ユーザーの下請負人の役員および使用人、⑥会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者、⑦会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の役員および使用人、⑧会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の下請負人、⑨会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の下請負人の役員および使用人

※①～⑨は、会員業者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

**ユーザー担保特約は、オペレーションミス担保特約に交差責任担保特約・対人賠償見舞費用保険金
ならびに同僚間災害補償・搭乗者災害補償を加えたワイドな補償制度です。**

概要

(被保険者は会員のオペレーターならびにユーザー)

●すべてのリース・レンタル機械器具(レンタカー・トラック等の非工作車両を除きます。)を補償の対象として、会員オペレーターならびにユーザーが請負作業・請負工事中にリース・レンタル機械器具の操作・操縦・使用上のミスにより、下請負人を含む第三者の身体・財物に対し損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金から自己負担額を控除した額を保険金額の範囲内で支払いします。更に、人身事故の度合いによって、所定の対人賠償見舞費用保険金(P8参照)をお支払いします。また、基本プラン、オペレーションミス担保特約では対象にならない従業員同士の同僚間災害や、工作車搭乗中オペレーターの搭乗者災害に対して、所定の保険金(P8参照)をお支払いします。

※この特約に係る事故が発生した場合には、**第一原則としてユーザーが付保している請負賠償責任保険・労災保険を優先し**、その上乗せとしてこの特約を適用させていただきます。

※**登録ナンバー付自走式工作車については、自賠責保険・自動車保険の適用が優先されます。**

※自社が所有するリース・レンタル機械器具の他に、同業他社から借り入れてダブルリース・レンタルする機械器具も補償の対象に含まれます。

※被保険者に法律上の責任がなければ保険金のお支払いの対象になりません。(賠償責任が発生しない場合の見舞金等)

対象となる主な事故

- ①会員オペレーターのリース・レンタル機械器具の操作・操縦・使用上のミスによって生じた事故
- ②ユーザー(下請業者等を含みます。)のリース・レンタル機械器具の操作・操縦・使用上のミスによって生じた事故
- ③高所作業車(作業機械)の操作・操縦・使用上のミスによって生じた事故以外に、作業中に高所作業台から工具や資材を落させたことによって生じた対人・対物事故
- ④交差責任担保特約によって、工事現場内におけるユーザーと元請負人・下請負人等の相互間を第三者とみなします。
- ⑤上記①～④が適用される人身事故については、事故の度合いによって対人賠償見舞金担保特約(生産物災害補償追加条項)を適用します。
- ⑥上記①～④が適用されない従業員同士の同僚間災害(人身)については同僚間災害補償を適用します。
- ⑦工作車ならびに高所作業車(作業機械)の作業台に搭乗中のオペレーターや搭乗者が傷害を被った場合は、搭乗者災害補償を適用します(ただし、一被災者に対し、上記⑥との重複払いは行いません)。



ユーザー従業員が誤ってリース物件により同じ会社の従業員に重傷を負わせてしまった。



ユーザーの従業員が操縦していた工作車が転落し、同乗していたオペレーターがケガをしてしまった。



ユーザーがタワークレーンの操作を誤り、隣接民家を破損させた。

メニュー①

メニュー②

メニュー③

メニュー④

メニュー⑤

共通

① 基本プランの保険料 P4下部の「ケース1 基本プランの保険料」をご参照ください。

+

② ユーザー担保特約の保険料(抜粋)

●下表は、年間賃貸売上高の保険料を抜粋して記載しています。保険料は1億円ごとに設定できますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンにご確認ください。

加入コース	基本プランが A・B・G・Hコースの場合		基本プランが C・D・I・Jコースの場合		基本プランが E・F・K・Lコースの場合		
	基本プランA・B・G・Hコースと同じ	自己負担額(免責金額)	基本プランC・D・I・Jコースと同じ	30万円	20万円	30万円	20万円
年間賃貸売上高	~1億円	23万円	25万円	24万円	27万円	45万円	48万円
	~3億円	41万円	43万円	45万円	49万円	86万円	90万円
	~5億円	59万円	62万円	64万円	71万円	124万円	130万円
	~10億円	83万円	87万円	91万円	102万円	166万円	177万円
	~15億円	99万円	104万円	110万円	124万円	196万円	211万円
	~20億円	113万円	121万円	127万円	145万円	222万円	239万円
	~25億円	122万円	131万円	139万円	159万円	237万円	257万円

この保険契約の保険料(ユーザー担保特約)を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における年間賃貸売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

自己負担額(免責金額)について…身体賠償・財物賠償の事故が同時に発生した場合は、身体賠償・財物賠償それぞれに自己負担額(免責金額)が適用されます。

※「ユーザー担保特約」における、年間賃貸売上高が25億を超える場合の保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

※「基本プラン+ユーザー担保特約(通院補償追加)」の特別プランもご用意しております。保険料等につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

ユーザー担保特約固有の補償	補償内容 ※いすれも事故発生の日からその日を含めて180日以内に生じたものにかぎります。
同僚間災害および 搭乗者災害補償	死亡見舞費用 : 1,000万円 後遺障害見舞費用 : 1,000万円~40万円 (後遺障害の程度による) 入院見舞費用 : 1万円/1日につき (180日限度)
対人賠償見舞費用保険金	死亡見舞費用 : 300万円 後遺障害見舞費用 : 300万円~12万円 (後遺障害の程度による) 入院見舞費用 : 10万円 (30日以上入院した場合)

※被保険者は上記の各種見舞費用保険金を受領した場合、その全額を被災者またはその法定相続人に支払いし、被災者またはその法定相続人から見舞費用受領書を取付いたしますので、当社へご提出いただく必要があります。

※保険料の詳細は、取扱代理店へお問い合わせください。

6 各種割増引制度について

おすすめ
ポイント! ▶ 登録企業 5%割引

● 登録業者向け割引制度

建設機械レンタル業者登録
制度の詳細はこちらをご確認ください。

日本建設機械レンタル協会が推奨している「建設機械レンタル業者登録制度」に登録している企業は、5%の割引が適用できます。

● 事故割増引制度

損害率計算期間中(過去3年間分)の保険料に対する、一定期間[※]の保険金の支払いに応じて下記の割増引係数が適用されます。
過去から恒常に事故を起こしている事業者の場合、下記以外の係数を個別適用する場合があります。

	無事故	損害率 60%まで	損害率 60%超	損害率 90%超	損害率 140%超	損害率 170%超	損害率 200%超	損害率 300%超
割増引率	15%割引	割増引なし	30%割増	70%割増	110%割増	130%割増	180%割増	個別対応
係数	0.85	基準(1.0)	1.3	1.7	2.1	2.3	2.8	個別対応

※事故の給付金(保険金)は支払いを受けた日ベースで算出されます。

※「一定期間」とは、2023年1月1日~2025年12月31までの3年間をいいます。

※総合賠償制度において、3年累計で事故件数が多い事業者については、次年度のご継続をお断りすることがあります。

7 保険料の計算方法について

● 基本プラン保険料 = {コース別基本保険料 + (総店舗数-1)×1万円}×事故割増引係数×登録業者の場合(5%割引)

● オペレーションミス担保特約 } = 年間賃貸売上高に応じた特約保険料×事故割増引係数×登録業者の場合(5%割引)

● ユーザー担保特約保険料

(登録制度に登録の
企業さまのみ)

基本プラン保険料 P.4

× 事故割増引係数 P.7

× 登録業者割引 P.7

= 基本プランのみの保険料

ケース2 基本プラン+オペレーションミス担保特約

{ 基本プラン保険料 P.4 + オペレーションミス担保特約保険料 P.5 } × 事故割増引係数 P.7 × 登録業者割引 P.7 = 基本プランのみの保険料 + オペレーションミス担保特約保険料

ケース3 基本プラン+ユーザー担保特約

{ 基本プラン保険料 P.4 + ユーザー担保特約保険料 P.7 } × 事故割増引係数 P.7 × 登録業者割引 P.7 = 基本プランのみの保険料 + ユーザー担保特約保険料

8 お支払いの対象とならない主な場合

- 記名被保険者の使用者等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業対象物
- 公道走行中に工作車両が他人の身体・財物に与えた損害に起因する賠償責任
- 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わるのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わるのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- 戦争、暴動、労働争議に起因する損害ならびに地震、噴火、津波またはこれらの類似の自然変象によって生じた賠償責任
- 航空機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- 契約不履行等で生じる工事遅延による賠償金等の間接的な損害に起因する賠償責任
- 被保険者(会員)および下請負人が使用するリース・レンタル機械、支給資機材自体の損害に起因する賠償責任
- 石油物質の公共水域への排出・流出・拡散・放出または漏出等によって生じた損害に起因する賠償責任

など

+ オペレーションミス担保特約

- 地下・基礎・掘削工事に伴う土地の沈下、隆起、移動、振動、土砂崩れ、軟弱化もしくは土砂の流出、流入による土地の工作物、その収容物等の損壊および地下水の増減による損害に起因する賠償責任
- レンタカー、トラックなどの非工作車両が他人の身体・財物に与えた損害に起因する賠償責任

など

+ ユーザー担保特約

- 一被災者に対し、オペレーションミス担保特約・交差責任担保特約・対人賠償見舞金担保特約と同僚間災害補償の重複払いはできません。
- 一被災者に対し、同僚間災害補償と搭乗者災害補償の重複払いはできません。

など

メニュー①

メニュー②

メニュー③

メニュー④

メニュー⑤

共通

<メニュー2> 業務中災害補償制度

事業活動総合保険

1 業務中災害補償制度の概要

日本国内・国外において、業務中(出退勤途上を含む)に従業員等が偶然の事故によってケガ等を負った場合に生じる損害を補償する業務中災害補償制度です。なお、この制度は政府労災の認定を待たずに早期の支払いが可能です。また、充実の基本補償に加えて、心強い「こころとからだホットライン」(メンタルヘルスサービス等)が無料付帯されます。

業務中災害補償制度の補償内容

※「お支払いの対象とならない主な場合」はP.23をご確認ください。

労働災害補償(従業員を守る補償)

役員、従業員の方々が業務災害や通勤災害によりケガなどを被った場合、保険金をお支払いします。

※業務中の熱中症も補償対象となります。

● 基本補償① 死亡・後遺障害補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害を被られた場合にお支払いします。

● 基本補償② 入院補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合にお支払いします。

● 基本補償③ 手術補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合にお支払いします。ただし1事故につき1回の手術にかぎります。

● 基本補償④ 通院補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故日からその日を含めて180日以内に通院された場合にお支払いします。(90日限度)

(※1)制度加入企業との間に使用従属関係にあり、かつ、制度加入企業からの賃金の支払いを受けている親族従業員を含みます。(※2)派遣業者から賃金の支払いを受けている派遣労働者は含みません。

使用者賠償責任補償特約(企業を守る補償)

任意付帯

万が一の労災事故発生により、被保険者※が負担する損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。

● 補償① 損害賠償金

企業またはその役員、従業員が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料となります。

ただし、損害賠償金については次の①から③までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。

- ① 政府労災により給付される金額
- ② 自賠責保険などにより支払われるべき金額
- ③ 災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額

1事故あたり
最高2億円

※記名被保険者またはその役員となります。

● 補償② 費用保険金

企業またはその役員、従業員が負担する次の争訟費用等をお支払いします。

- 1.弁護士報酬を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用
- 2.争訟に対応するための諸費用
- 3.解決のための引受け保険会社への協力費用
- 4.第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用
- 5.損害の発生および拡大を防止するための費用

お支払いの例

過重労働が原因で突然死したことをうけ、企業が従業員遺族に対して損害賠償を命じられた。



※訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパンにご連絡いただきます。

雇用慣行賠償責任補償特約(企業を守る補償)

任意付帯

● 補償内容

以下の7つの不当行為に起因して、被保険者※¹が ①損害賠償請求がなされたことにより被る損害 ②損害賠償請求がなされるおそれを知ったことにより負担する損害に対して保険金をお支払い※²※³します。不当行為やハラスメント行為の対象者が貴社の従業員でなくてもお支払いの対象となります。

※1: 記名被保険者、記名被保険者の使用者等(ただし記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて被保険者とします。なお、すでに退任、解任、解雇または定年となった個人を含みます。)

※2: 1請求につき、自己負担額(免責金額)10万円、保険期間を通じて特約の保険金額を限度とします。

※3: ハラスメント行為に起因して具体的な行動や発言を行った被保険者個人に損害賠償請求がなされた場合は保険金をお支払いしません。

1事故あたり
最高2千万円

不当行為

- 雇用上の差別 ●不当解雇 ●セクシャルハラスメント ●パワーハラスメント
- マタニティーハラスメント ●ケアハラスメント ●モラルハラスメント

お支払いする保険金

- 法律上の損害賠償金 ●争訟費用 ●損害防止軽減費用 ●緊急措置費用
- 協力費用 ●研修費用 ●弁護士相談費用 ●信頼回復費用

2 换算内容と保険金額(保険料例)

保険期間1年、一括払

保険料は、あくまで例です。年間保険料は各会員企業の従業員数・役員数で個別に算出します。

充実補償
おすすめプラン

	Aコース	Bコース	B+コース	Cコース	Dコース	D+コース
死亡・後遺障害		1,000万円			3,000万円	
入院(日額)		5,000円			10,000円	
通院(日額)		3,000円			5,000円	
使用者賠償責任補償(2億円) +脳・心疾患等補償特約	付帯なし	付帯あり		付帯なし	付帯あり	
雇用慣行賠償責任補償特約 (2,000万円)	付帯なし	付帯あり		付帯なし	付帯あり	

【保険料例】 従業員・役員数 (臨時雇用含む)	10人 (内、役員2人)	40,300円	66,690円	89,340円	96,500円	121,730円	144,380円
	20人 (内、役員2人)	80,600円	139,990円	185,290円	193,000円	249,760円	295,060円
	100人 (内、役員5人)	403,000円	716,420円	920,460円	965,000円	1,264,550円	1,468,590円

※300人超の場合、事前に取扱代理店もしくは損保ジャパンへお問い合わせください。

団体契約のスケールメリットを活かした

お得な保険料を実現!

従業員30名 役員3名 D+コース の場合…

約43%
割安

損害保険ジャパンの
一般契約保険料※

788,050円

本制度の保険料

441,570円

※事業活動総合保険(傷害プラン)、D+コースと同等の補償内容
役職員一括割引10%、多数割引5%を適用

(注)上記保険料はあくまで一例です。引受条件により保険料は大きく異なる可能性があります。

ご加入にあたっての注意点

ご加入にあたっては、次の点にご注意ください。

災害補償規程とは…

業務や通勤中の従業員のケガなどに対して、労災補償給付とは別に、企業が独自に補償給付の上積みを行うことを定めているものです。

ご加入企業において
法定外補償規定(災害補
償規程など)を
制定済みの場合

ご検討プランが法定外補償規定(災害補償規程など)の内容に適合しているかどうかご確認ください。
制定済みの法定外補償規定(災害補償規程など)の補償内容がプランを下回っている場合はご相談ください。

保険金お支払いの流れ

法定外補償規定
(災害補償規程など)を
制定している場合

損保ジャパン

保険金

制度加入企業

補償金

補償対象者

※災法定外補償規定(災害補償規程など)に基づいて補償金をお支払いください。

法定外補償規定
(災害補償規程など)を
制定していない場合

損保ジャパン

保険金

補償対象者

※保険金支払に関する特約に基づいて保険金をお支払いします。

メニュー①

メニュー②

メニュー③

メニュー④

メニュー⑤

共通

<メニュー3> 動産総合保険制度

動産総合保険

1 動産総合保険の概要

この保険は、会員企業が所有する建設機械器具が、「会員の保管中および輸送中」「ユーザーに貸出中」の間に、ほとんどすべての偶然な事故により損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

- 補償対象 ▶
- 会員の保管中および輸送中
 - ユーザーに貸出中

具体的には



作業上の事故

破損・曲がり・凹み・衝突・接触・横転など



災害に関する事故

火災・破裂・爆発・落雷・
風災・水災・衝突・雨・水漏れ



保管中に生じる事故

盗難・いたずら

※水災の補償はB方式(オールリスク型)、C方式(高額免責型)にかぎられます

2 特長

Point 1

ワイドな補償

日本建設機械レンタル協会の会員専用の制度で、業界特有のリスクを幅広に補償します。

Point 2

比例払いはありません

本制度においては、保険金額を取得金額と経過年数により協定しますので分損時には保険金額を限度に修理費の実額をお支払いします。

3 本制度の対象となるリース・レンタル機械器具

固定式機械器具	その他器具機材	工作車	
コンプレッサー 発電機 溶接機 ランマー 水中ポンプ 投光機 ジェットヒーター など	仮設ハウス 仮設トイレ 機材 など	掘削機 キャリー 高所作業機械 自走式草刈機 クローラークレーン グレーダー フォークリフト	ホイルローダー ローラー クレーン など

※ 上記に記載のない器具につきましては損保ジャパンまでお問い合わせください。

ナンバー付工作車も下記条件のもと、
対象に含めることができます。

対象となるナンバー付工作車

- 道路運送車両法による登録ナンバー「00または99」 または
- 市町村ナンバー(標識番号)を付けた大型・小型特殊自動車(自賠責保険の分類に準じる)。

4 ご契約方式について

資産台帳方式：資産台帳・管理台帳に記載されている機械器具を包括して契約する方式です。

一定の客観的な条件を設ける事によって、機械器具を限定する事もできます。

個別明細方式：補償の対象を1台1台選別・明記して契約する方式です。

資産台帳方式(包括方式)のメリット

- ①中途取得した機械器具についてはその都度通知いただかなくても、約1か月の猶予が設けられています(1か月分をまとめて通知)。
- ②付保漏れの心配がありません。

5 お支払いの対象とならない主な場合

- 故意、重大な過失または法令違反による損害
- 詐欺または横領による損害
- 地震による損害
- 戦争、変乱、暴動、騒じょうによる損害
- 置き忘れ、紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)、万引による損害
- 偶然な外来な事故によらない電気的・機械的事故による損害
- 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験、調整などの作業上の過失または技術の拙劣による損害。ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます。)破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。
- 保険の目的自体に内在する欠陥、自然の消耗、さび、変色、虫食いなどによる損害

など

6 保険金額の基準と自己負担額

保険金額(補償金額)は機械器具1台ごとに、取得金額と経過年数により決定します。

経過年度	割合
初年度	100%
2年度	80%
3年度	60%
4年度	50%
5年度	40%
6年度以降	20%

固定資産台帳に記載された減価償却後の金額とは異なりますのでご注意ください。

自己負担額(免責金額)

保険金額300万円以上	10万円
保険金額30万円～300万円未満	5万円
保険金額10万円～30万円未満	3万円
保険金額10万円未満	1万円

自己負担額は機械器具1台ごとに、取得金額と経過年数により決定します。

7 保険料および次年度以降の保険料率について

保険料につきましては保険金額の大小、保管状況、過去の事故率等(他社に付保されていた場合を含みます。)を勘案し算出させていただきます。詳しくは損保ジャパンもしくは取扱代理店までお尋ねください。

損害率(3年間で判定)	適用する割増引率
0%以上	-5%
40%以上	±0%
50%以上	±0%
60%以上	+10%
70%以上	+20%
80%以上	+40%
90%以上	+60%
100%以上	+80%
120%以上	+100%
150%以上	別途協議

8 契約タイプ

契約タイプは補償の内容によって下記の通り3タイプご用意しております。契約タイプによって適用料率は異なります。

契約タイプ	基本 (破損・汚損等)	盗難・水害	基準料率	補足
A方式	○	×	10円	基本重視タイプ
B方式	○	○	16円	オールリスク補償
C方式	○	△	14円	盗難・水害の場合は保険金額の30%が自己負担額

※上記にかかわらず、各会員企業ごとの条件書等の記載内容が優先されます。

※このパンフレットは「動産総合保険」の概要を説明したもので、詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<メニュー4> ダブルリース保険制度

受託者賠償責任保険

1 ダブルリース保険制度の概要

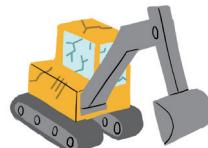
会員企業が他のリース・レンタル業者またはメーカー等第三者より正規な手続きにより借りた建設機械器具または機材(受託物)を、使用または管理している間、もしくは第三者に正規な手続きにより又貸ししている間に、その受託物を火災、落雷、破裂、爆発または破損等により損壊もしくは盗難されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、会員が法律上の賠償責任を負担する事によって被る損害を補償します。



保管中に盗難



又貸し中の火災



又貸し中の破損

2 お支払いの対象とならない主な場合

- 又貸しした機械(受託物)が公道走行中に発生した受託物の損壊に対する賠償責任
 - 受託物のかし、自然の消耗またはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、その他類似の事由または虫食い等に起因する賠償責任
 - 原因のいかんを問わず、自然発火または自然爆発した受託物の損壊に対する賠償責任
- など

3 ご契約方式(保険金額の定め方について)

プラン	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
保険金額 1事故・期間中限度額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円
自己負担額(1事故あたり)			3万円		
保険料	35万円	60万円	85万円	110万円	150万円

※保険金は、保険金額を限度に時価額をお支払いします。(日本建機レンタル動産総合保険制度のような、取得年数による取り決めはありません。)

4 保険料および次年度以降の保険料率について

保険料につきましては、保管状況、過去の事故率等(他社に付保されていた場合を含みます。)を勘案し算出させていただきます。また、2年度目以降につきましては、直近1年間の事故の状況により下記のとおり料率を設定します(リザルトレーティング)。詳しくは損保ジャパンもしくは取扱代理店までお尋ねください。

1年間の損害率	60%～70% 未満	70%～80% 未満	80%～90% 未満	90%～100% 未満	100%～120% 未満	120%～150% 未満	150%以上
翌年度割増率	10%	30%	50%	70%	100%	150%	個別に決定します

※このパンフレットは「受託者賠償責任保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<メニュー5> サイバー保険制度

業務過誤賠償責任保険

1 サイバー保険の概要

サイバー保険は、被保険者が業務を遂行するために行うシステムの所有・使用・管理や情報漏えいまたはそのおそれによる第三者への法律上の損害賠償金を補償します。また、その事故が発生したことによって生じる情報漏えい対応費用や、サイバー攻撃の有無を確認するための調査費用等も補償します。

2 サイバー保険の補償内容

- 被保険者:会員および会員の使用人 ※会員さまの下請業者および委託先は含みません。
- 保険適用地域:全世界

第三者に対する賠償責任

- 以下の①～④の事故が発生したことにより、取引先などの第三者に被害を与えてまい、会員企業が法律上の責任を負うことによって生じる損害(賠償責任・争訟費用)を補償

対象事由	概要
①サイバー攻撃	不正なアクセスやデータ改ざんなどの会員企業のシステムに対する外部からの攻撃による損害
②情報漏えい・おそれ	会員企業の業務における情報漏えいおよびそのおそれによる損害
③デジタルコンテンツ不当事由	会員企業の業務の一環として、デジタルコンテンツの提供などにより生じた名誉毀損、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害などによる損害
④ITユーザー業務による偶然な事故	上記①～③以外の会員企業の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由による損害(社内におけるシステム運用や利用の不具合などの事故)

※使用者等の犯罪行為・背任行為等に起因して生じた損害も補償します。ただし、犯罪行為や背任行為等を行った使用者等自身が被る損害については補償しません。

カバンの置き忘れによる個人情報漏えいも対象

事故発生時の各種対応費用

事故対応特別費用

「調査・対応・事態収拾・復旧・再発防止」など、原因調査から事態収拾まで、サイバー事故の対応にあたり必要となる諸費用を幅広く補償

【具体的な対応例】

- 調査:事故原因調査・影響調査
- 事態収拾:会見・マスコミ対応・コールセンター設置
- 復旧:データ復旧・情報機器復旧
- 再発防止:コンサルティング

サイバー攻撃対応費用

「初動・早期発見・早期復旧」など、サイバー攻撃またはそのおそれによる起因して会員企業が支出した諸費用を補償

【具体的な対応例】

- サイバー攻撃発生の有無の確認のための外部委託費用
- ネットワークの遮断のための外部委託費用
- 弁護士などの外部の専門家への相談費用

情報漏えい対応費用

「見舞金・見舞品・モニタリング」など情報漏えいまたはそのおそれによる起因して会員企業が支出した諸費用を補償

サイバー攻撃対応費用

「相談・調査」など、情報漏えいまたはサイバー攻撃によって、公的機関から調査が行われた場合に、会員企業が支出した諸費用を補償

【具体的な対応例】

- 上記の事故対応特別費用
- 被害者への見舞金・見舞品
- 情報漏えいのモニタリング

【具体的な対応例】

- 弁護士・コンサルタントなどの専門家への相談費用
- 報告書などの文書作成費用、公的機関への報告にかかる費用
- 証拠収集費用・翻訳費用

改正個人情報保護法に対応!

サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項

- IoT建機等がサイバー攻撃を受けたことにより生じた、他人の身体の障害・財物の損壊についての賠償責任リスクを補償
(当該追加条項の補償範囲は、発生地域・損害賠償請求地域ともに「日本国内」です。)

【事故例】

- 会員さまが所有するIoT建機が、外部からの不正アクセスにより誤作動を起こした結果、隣接する住宅の塀を破損してしまった。

メニュー①

メニュー②

メニュー③

メニュー④

メニュー⑤

共通

ご加入時はご注意ください。

- 以下、①②に該当する場合には、ご加入いただくことができません。
①過去5年において、サイバー保険で補償される事故が発生したことがある。
②現在、サイバー保険で補償される事故が発生する可能性がある状況、事実、事情を認識している。

3 対象となる主な事故



サイバー攻撃により、請負契約者の情報等、顧客情報データが漏えいし、顧客への損害賠償が生じた。



宴席から帰宅する際に、電車の中に取引先の機密情報が入ったカバンを置き忘れ紛失し、取引先から訴えられた。



従業員が自社の顧客情報を持ち逃げして、詐欺集団に売却したため、会社の管理責任について顧客から訴えられた。

サイバーセキュリティ事故時の具体的な対応および費用例

【事故対応時の流れ】



【費用例】

- 【原因調査費用】 約165万円**
⇒PC 1台(1メールアカウント)がフィッシング攻撃にあった場合のログ調査、調査結果報告等
- 【再発防止策策定費用】 約400万円**
⇒外部から不正アクセスにより攻撃された攻撃経路を排除するための費用等
- 【損傷データ復旧費用】 約170万円**
⇒毀損したデータの復元、再登録作業等

保険金としてお支払いする主な費用

トータルで
補償

- ネットワーク遮断対応のための外部委託費用
- サイバー攻撃有無の発生調査費用
- 被害状況・原因調査費用
- メディア媒体による謝罪対応費用
- 信頼回復のための会見などに要する費用
- 被害者への謝罪文作成費用
- 被害者への見舞金・見舞品購入費用
- コールセンター設置費用
- 臨時職員雇用費用
- 再発防止のためのコンサルタント相談費用
- 被害を受けたデータを修復するための費用
- 規制手続きのための文書作成・費用
- 専門家への相談・再発防止策の策定費用 など

4 サイバー保険のサポート体制

- サイバー保険には、「緊急時サポート総合サービス」が付帯されており、費用の負担だけではなく、一連の対応に必要となる外注業者の手配などを通じて、早期対応に向けた万全なサポートをさせていただきます。
※外注業者の利用など各種対応に要する費用を保険金としてお支払いします。
※支援の詳細は、P26をご確認ください。

5 ご契約コース

	Aコース	Bコース
第三者賠償責任保険金額	(保険期間中通算) 1億円	(保険期間中通算) 3億円
事故発生時の各種対応費用保険金額	(保険期間中通算) 3,000万円	(保険期間中通算) 2億円
対人・対物事故補償追加条項	(保険期間中通算) 1億円	(保険期間中通算) 1億円

6 保険料例

●下表は、年間総売上高の保険料を抜粋して記載しています。保険料は1億円ごとに設定できますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンにご確認ください。

売上高	Aコース	Bコース
1億	30,000	33,230
3億	72,880	146,190
5億	99,380	199,370
10億	132,830	266,480

※売上高が100億円を超える場合には個別照会となりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

日本建機レンタル総合補償制度への 加入手続について

会員の皆さまへ担当の取扱代理店が訪問してお手伝いします。不明な点等につきましては、担当の取扱代理店までお問い合わせください。

Step.1 加入プランの選択・算出基礎数字の申告

所定の見積依頼書に必要事項を記載いただき、取扱代理店までご提出ください。

Step.2 見積り内容の詳細説明

各制度の補償内容・掛金を取扱代理店または損保ジャパンよりご案内いたします。ご加入のパターンをご検討ください。

Step.3 保険料の振込み

メニュー①総合賠償制度、メニュー②業務中災害補償制度、メニュー⑤サイバー保険制度

加入依頼書に必要事項を記載・捺印のうえ、取扱代理店までご送付ください。(加入依頼書は取扱代理店にて作成します。)

保険料は同封の専用振込依頼書により、(一社)日本建設機械レンタル協会の指定口座にお振込みください。

【振込先】

みずほ銀行 神田駅前支店 普通口座2034453
一般社団法人日本建設機械レンタル協会

【払回数について】

メニュー①総合賠償制度 ・・・・ 一括払もしくは12分割払
※中途加入は一括払のみ
メニュー②業務中災害補償制度
メニュー⑤サイバー保険制度 } 一括払のみ

※総合賠償制度の1年契約は12分割払が可能ですが(中途加入は不可)。保険料の計算方法はP.7をご参照ください。
※保険料を分割でお支払いいただいている場合、第2回目以降の分割保険料は、毎月末日(払込期日)までにお支払いください。払込期日を1か月経過した後もそのままお支払いがない場合、払込期日後の事故については、保険金をお支払いできません。なお、第1回目の分割保険料の払込みがなかった場合も、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除・取消させていただく場合もあります。

※中途加入の場合:(基本プランの年間保険料+特約の年間保険料)×各種割増引×加入月数÷12を乗算ください。
(1円単位を四捨五入、10円単位とします。)

メニュー③動産総合保険制度、メニュー④ダブルリース保険制度

別途取扱代理店より保険料払込方法・申込方法をご案内いたします。
協会へ書類送付や振り込みをしないようご注意ください。

Step.4 加入依頼書の送付(メニュー①・②・⑤のみ)

ご記入いただいた加入依頼書は専用の返信用封筒をご利用のうえ、(一社)日本建設機械レンタル協会まで返送してください。

Step.5 加入者証の送付(メニュー①・②・⑤のみ)

保険料のお振込み・加入依頼書の到着が確認できましたら、所定の加入者証をお送りします。加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご連絡ください。

メニュー①

メニュー②

メニュー③

メニュー④

メニュー⑤

共通

見積依頼書

コピーしてご利用ください。

日本建機レンタル総合補償制度 見積依頼書			
■見積依頼日	西暦	年	月
■見積依頼人			
フリガナ		所属支部名	
会社名			
フリガナ		申込ご担当者	
代表名			
住所			
TEL		FAX	
会員番号			
メールアドレス	@		

- 見積を希望する制度およびプランをご記入ください。

保険期間 保険開始日を記載ください。	西暦 年 月 日 から 年 月 日
-----------------------	-------------------

□ メニュー① 総合賠償制度	□ 基本プラン	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F	<input type="checkbox"/> G <input type="checkbox"/> H <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> J <input type="checkbox"/> K <input type="checkbox"/> L
		【免責金額】 <input type="checkbox"/> 20万円 <input type="checkbox"/> 30万円	
	□ オペレーションミス担保特約 保険金額は基本プランと同額です。	□ 対人のみ限定補償 (※)	
		□ 交差責任担保特約の補償追加 (※)	
□ ユーザー担保特約 保険金額は基本プランと同額です。	※同時選択は不可		
	【免責金額】 <input type="checkbox"/> 20万円 <input type="checkbox"/> 30万円		
□ メニュー② 業務中災害補償制度	□ A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> B+ <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> D+		
	□ A <input type="checkbox"/> B (水災・盗難あり) <input type="checkbox"/> C (水災・盗難の高額免責型)		
□ メニュー④ ダブルリース保険制度	□ A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E		
□ メニュー⑤ サイバー保険制度	□ A <input type="checkbox"/> B		

- 建設機械レンタル業者登録制度に登録されている場合に回答ください。

□建設機械レンタル業者登録制度に登録している。(メニュー①に対し登録業者向け割引が適用されます。)

- 保険料算出基礎数字についてご記入ください。

メニュー①総合賠償制度	店舗数	店	※従業員が在中している店舗
	仮設資材の組立解体作業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	年間賃貸売上高	億円	
メニュー②業務中災害補償制度	従業員数	人 (内、役員数)	人)
※臨時雇用・派遣・出向者を含む			
メニュー③動産総合保険制度	別紙にて保有する建機の取得金額・経過年数をお知らせください。 ※形式は問いません。		
メニュー⑤サイバー保険制度	年間総売上高	億円	*過去5年にサイバー保険で補償される事故が発生したことがある場合など、 ご加入いただけない条件があります。

*保険料算出基礎数字が正しく申告されていない場合、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

告知書

コピーしてご利用ください。

メニュー①

動産総合保険/ダブルリース保険用 告知書

動産総合保険・ダブルリース保険をご希望の場合、下記告知項目への回答をお願いいたします。

■日本建設機械レンタル協会 会員番号

防犯体制	①高額な建機に対して、何らかの防犯体制（盗難防止装置、監視カメラ等）を講じていますか？ <input type="checkbox"/> はい（具体的な内容を記載ください：） <input type="checkbox"/> いいえ																																																											
	②リース先への注意喚起は行っていますか？ <input type="checkbox"/> はい（具体的な内容を記載ください：） <input type="checkbox"/> いいえ																																																											
	③ 盗難防止装置（イモビライザーなど）のついた機械は何割程度ありますか？ _____ 割程度																																																											
	④保管場所は自社敷地内ですか？ <input type="checkbox"/> 自社敷地内 <input type="checkbox"/> その他（）																																																											
	⑤リース先の建機の仕様場所は平面使用ですか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ -「いいえ」の場合、具体的な使用場所を記載し（鉄板を引いて作業するなど）注意喚起をしていますか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																																																											
	⑥建機のメンテナンス・点検状況（使用後のメンテナンス、業者によるメンテナンス等）、頻度について記載ください。 ()																																																											
	⑦その他、盗難防止・事故防止のための具体的な対策があれば記載ください。 ()																																																											
	⑧過去に同等の動産総合保険は手配されていましたか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ（直近1年間保険対象事故になりうる損害額：千円）																																																											
	⑨「はい」の場合、直近5年間の保険料と事故件数・損害額を教えて下さい。 < 動産総合保険 > <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>件数</th><th>保険料 (千円)</th><th>損害額 (千円)</th><th>事故の種類 (例：破損)</th></tr></thead><tbody><tr><td>5年前</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4年前</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3年前</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2年前</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現契約</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> < ダブルリース保険 > <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>件数</th><th>保険料 (千円)</th><th>損害額 (千円)</th><th>事故の種類 (例：破損)</th></tr></thead><tbody><tr><td>5年前</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4年前</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3年前</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2年前</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現契約</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	年度	件数	保険料 (千円)	損害額 (千円)	事故の種類 (例：破損)	5年前	件				4年前	件				3年前	件				2年前	件				現契約	件				年度	件数	保険料 (千円)	損害額 (千円)	事故の種類 (例：破損)	5年前	件				4年前	件				3年前	件				2年前	件				現契約	件		
年度	件数	保険料 (千円)	損害額 (千円)	事故の種類 (例：破損)																																																								
5年前	件																																																											
4年前	件																																																											
3年前	件																																																											
2年前	件																																																											
現契約	件																																																											
年度	件数	保険料 (千円)	損害額 (千円)	事故の種類 (例：破損)																																																								
5年前	件																																																											
4年前	件																																																											
3年前	件																																																											
2年前	件																																																											
現契約	件																																																											
事故状況	⑩現在補償料制度（顧客から保険料相当額を日額で徴収する制度）を導入していますか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																																																											
	⑪次の計算式を適用した保険の目的の中で最も高いものは何万円でしょうか？ 「初年度：取得価額の100%、2年度目：取得価額の80%、3年度目：取得価額の60% 4年度目：取得価額の50%、5年度目：取得価額の40%、6年度目以降：取得価額の20%」 () 万円)																																																											
	⑫⑪の式を適用した保険の対象の総額について（ ） 万円)																																																											
※過去の損害率・事故状況によってはお引き受けできない場合がございますので、予めご了承ください。																																																												
メニューリンク																																																												

メニュー②

メニュー②

メニュー③

メニュー④

メニュー⑤

共通

万が一事故にあわれたら

1 事故の報告

事故が発生した場合は、事故日・事故状況・損害程度などについて、ただちに担当の取扱代理店または事故サポートセンターへご連絡ください（メニュー① 日本建機レンタル総合賠償制度については、取扱代理店へご連絡いただき、事故報告書をお取り寄せのうえ、ご使用ください。）。事故の発生の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。「事故報告書は（一社）日本建設機械レンタル協会HPにも掲載されています。」

2 事故解決と保険金のお支払い

取扱代理店または損保ジャパンより、事故解決に向けアドバイスさせていただきます。また、請求に必要な書類を速やかにお送りします。解決にあたり示談を必要とする事故の場合、取扱代理店または損保ジャパンにご連絡がないまま示談交渉されると、支払われた（または支払う予定の）損害賠償金の全部または一部について、保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事前にご相談ください。※この保険制度では、自動車保険と異なり保険会社が加入者・被保険者（保険の対象となる方）に代わり示談交渉を行うことはできません（弁護士法により）。※賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

事故相談は

事故サポートセンター
0120-727-110

24時間365日受付

※メニュー①日本建機レンタル総合賠償制度については、取扱代理店へご連絡いただき、事故報告書（下記参照）をお取り寄せのうえ、取扱代理店もしくは最寄りの損保ジャパン事故対応保険金サービス課までFAXしてください。

日本建機レンタル総合賠償制度事故報告書

※事故が起きた場合には事故報告書を記載の上、加入者証裏面の通りご連絡ください。

○損害保険ジャパン株式会社	担当 S C 課	様	証券番号	加入番号	No. (加入者証をご覗ください)
○担当代理店	様		(住所)	〒	—
(加入者証をご覗ください)			加入者	(会員名)	
○幹事代理店 ワイズマン御中				(担当者氏名) (TEL)	
次のとおり報告いたします。					
令和 年 月 日					
保険契約者 (一社) 日本建設機械レンタル協会					
保険期間	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで	
同一の危険を担保する		会社名	保険種目	証券番号	保険金額
他の保険契約					
(損保ジャパン以外の場合も必ずご記入下さい)					
事故発生日時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分					
事故発生場所					
加害者氏名 (年齢) (加入者との関係)					
警察への届出 有・無 福山警察署名 福山者氏名 受理番号 令和 年 月 日					
対人事故	被 告 者	氏名 住所	男・女 (年齢)	保護者氏名 (被告者が未成年の場合のみ記入)	
	程 度	死亡・後遺障害 (見込) 入院 (日見込)・通院 (日見込)			
	身 体	部 位			
	障 害	症 状	骨折・切断・創傷・打撲・火傷・その他 ()		
	治療病院名 (TEL)				
対物事故	所 有 者	(氏名) (住所)			
	損 傷 財 物 の 名 称		損 傷 の 程 度		
	修 理 業 者 名		損 傷 見 込 額		
担当者名 TEL ()					

事故の状況					
	(事故発生状況図)				
事故の原因					
被 告 者 の 表 示					
そ の 記 他 事 項					
種 類	賠償責任保険 (施設・生産物・請負)				
	担当代理店名 コード				
	所属担当名 コード				
	幹事代理店名 コード M0220				
	所属担当名 コード 3781				

※加入タイプによっては、交差責任保険条項、生産物灾害補償担保条項を付帯している場合があります。

(メニュー①日本建機レンタル総合賠償制度事故報告書見本)

メニュー①総合賠償制度 メニュー②業務中災害補償制度 メニュー⑤サイバー保険制度

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

<総合賠償制度(賠償責任保険普通保険約款)・業務中災害補償制度(事業活動総合保険約款 傷害プラン)・サイバー保険制度(業務過誤賠償責任保険)>

メニュー①総合賠償制度、メニュー②業務中災害補償制度、メニュー⑤サイバー保険制度共通のあらまし

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)】にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■商品の仕組み：賠償責任保険普通保険約款、事業活動総合保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたものです。

■保険契約者：一般社団法人 日本建設機械レンタル協会

■保険期間：2026年4月1日午後4時から1年間となります。

※保険期間の中途でご加入される場合は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付月の翌月1日0時(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年4月1日午後4時までとなります。

■申込締切日：2026年3月4日 ※中途加入の場合は毎月15日締切

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■加入対象者：会員企業(法人のみ。個人でのご加入はできません。)

■被保険者：P3以降各制度のご説明ページをご確認ください。

■お支払方法：下記口座へのお振込みとなります。添付の振込用紙をご利用ください。

《みずほ銀行 神田駅前支店 普通口座 2034453 口座名:一般社団法人 日本建設機械レンタル協会》

※中途加入の場合は、一時払のみとなります。毎月15日までに上記口座へお振込みください。

■お手続方法：必要書類をご記入のうえ、(一社)日本建設機械レンタル協会へご送付ください。

(住所)〒101-0038 東京都千代田区神田美倉町12-1 MH-KIYAビル2階 ※専用の封筒のご用意もございます。

■留意点：団体保険制度の維持・安定のため、著しく保険金請求頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する保険金のお支払いまたはそのご請求があつた場合には、翌年度以降に継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。

特にご注意いただきたいこと

契約締結時における注意事項

1. 告知義務・告知事項(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

《告知事項》加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできることがあります。

2. 加入者証について

加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

4. 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

5. 保険契約の無効・取消しについて

次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできることがあります。

●ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

●ご契約者、被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

契約締結後における注意事項

1. 通知義務・通知事項(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。(※) ■災害補償規程などの変更

(※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。)

(2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(3) また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

(4) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできることがあります。

2. ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

1. 事故が起った場合のお手続き

事故が起った場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

メニュー①

メニュー②

メニュー③

メニュー④

メニュー⑤

共通

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- <3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

- 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 7. 上記の1. ~6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

2. 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

必要となる書類		必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書(写)、死体検査書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	同意書
⑦	賃権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、賃権者専用保険金振込依頼書
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書

(※1)損害とは保険金のお支払対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。 (※2)保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注)事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3. 保険金のお支払いについて

上記2.の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 示談交渉について

- (1) 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全部または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 賠償事故が起きた場合には、取扱代理店および損保ジャパンは契約者と被害者(相手方)との示談交渉に関するご相談の受付けなど、事故解決のためのお手伝いをします。ただし、取扱代理店および損保ジャパンは、被害者(相手方)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください(弁護士法により)。

その他ご注意いただきたいこと

1. 保険期間について

- (1) この保険の保険期間は1年間です。 (2) 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

2. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

3. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外に在住者の個人情報を含みます。)については

損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただくな、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答の他、団体保険その他各都道府県協会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために取得・利用します。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご注意

- 日本建機レンタル総合補償制度は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

- 保険料算出の基礎となる完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

メニュー②業務中災害補償制度固有のあらまし

補償対象者が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなどをされた場合に、次の補償金を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

●貴社が法定外補償規定（災害補償規程など）に基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金

加入者証の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
①死亡補償保険金（注）	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%～4%を限度にお支払いします
③入院補償保険金	業務中のケガなどにより入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなどにより、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎります。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなどにより医師の治療を受けたとき、通院日数（往診日数も含みます。）1日につき、90日を限度として通院保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、じん帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギブスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥使用者賠償責任補償特約	補償対象者が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴社またはその役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、損害賠償金および費用保険金をお支払いする特約です（1事故につき、特約の保険金額限度）。ただし、損害賠償金については次の①から③までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。 ①政府労災により給付される金額 ②自賠責保険などにより支払われるべき金額 ③災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額
⑦脳・心疾患等補償特約	政府労災の給付が決定された「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」についても補償する特約です。 ※ 補償対象者のうち、政府労災に加入している方（特別加入を含みます。）が補償の対象となります。
⑧雇用慣行賠償責任補償特約	以下の①から⑦までのいずれかの事由に起因して、貴社または役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。（保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。1請求につき、自己負担額（免責金額）10万円が適用されます。） ①雇用上の差別 ②不当解雇 ③セクシャルハラスメント（注） ④マタニティーハラスメント（注） ⑤パワーハラスメント（注） ⑥ケアハラスメント（注） ⑦モラルハラスメント（注） （注）具体的な行動や発言を行った被保険者個人に損害賠償請求がなされた場合は、お支払いの対象なりません。

※ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

（注）すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

※業務中災害補償制度ご加入検討にあたって

ケガや病気などを補償する保険は、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容をご理解いただいたうえで、ご契約をご検討ください。公的保険制度の概要は、金融庁のホームページなどをご確認ください。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）

特約の概要

特約の名称	
保険金支払に関する特約	保険金を補償対象者またはその遺族にお支払いする特約です。貴社において災害補償規程などを制定していない場合にセットする特約です。

用語の説明

用語	説明
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	業務に従事している間にいい、出退勤途上を含みます。ただし、追加補償対象者の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎります。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止または大動脈解離などをいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中の分類番号FOOからF99に規定されたものをいいます。
脳血管疾患	脳内出血（脳出血）、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず法定外補償規定（災害補償規程など）により貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

メニュー①

メニュー②

メニュー③

メニュー④

メニュー⑤

共通

傷害ユニット（事業活動総合保険基本特約第4章 傷害等担保条項）

- 傷害ユニット（傷害等担保追加条項）補償対象者の範囲 ※業務上には出退勤途上も含みます。

補償対象者	補償条件
被保険者の役員全員、事業主本人	業務上のみ
被保険者の正規従業員全員（出向者を除く）	業務上のみ
被保険者の臨時雇従業員全員	業務上のみ

●後遺障害支払割合

第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級
100.00%	89.00%	78.00%	69.00%	59.00%	50.00%	42.00%	34.00%	26.00%	20.00%	15.00%	10.00%	7.00%	4.00%

【ご加入にあたっての注意】

ご契約にあたっては次の点にご注意ください。

貴社において法定外補償規定（災害補償規程など）を制定済みの場合には…	法定外補償規定（災害補償規程など）の内容にあわせて契約内容（補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など）を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約（労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など）がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において法定外補償規定（災害補償規程など）を制定していない場合には…	①企業が補償を行いたいと考える契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約（労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など）がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ②この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または法定外補償規定（災害補償規程など）に定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、重複保険契約（労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など）がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が法定外補償規定（災害補償規程など）に定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて法定外補償規定（災害補償規程など）に定める補償金の額を限度にお支払いします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

保険金の種類①から⑥まで共通の事由

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者または補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 補償対象者の犯罪行為、闘争行為によるケガ
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガ
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガ
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登はん（ピッケルなど登山用具を使用するもの）、ボブルー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガ
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガ
- 補償対象者が航空機（航空運送事業者の路線便を除きます。）を操縦中のケガ
- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の病気（業務上の症状を除きます。）
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置など

保険金の種類⑥に適用される事由

- 被保険者と住居および家計を共にする親族に対して負担する損害賠償責任
- 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被る損害
- 労働基準法第76条第1項による補償対象期間の最初の3日間までの休業に対する損害賠償責任
- 日本国外の裁判所に提起された訴訟

メニュー⑤サイバー保険制度のあらまし

お支払いする保険金の種類

【第三者に対する賠償責任部分】

サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、情報の漏えいまたはそのおそれ、ITユーザー業務による偶然な事由によって、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る、次の①～③の損害に対して保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、料料、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定（※）がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (※)業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用

【事故発生時の各種対応費用部分】

次の(1)～(4)について保険金をお支払いします。

- (1) サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務による偶然な事由によって、他人の損失等（他人の業務の休止または阻害、ソフトウェアもしくは電子データの破壊等の経済的な損失の発生をいいます）が発生するおそれのある状況を認識した場合またはサイバー攻撃の発生が客観的に明らかになった場合に、以下の事故対応特別費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 事故対応関連費用	次のアからソに掲げる費用 ア.文書作成のために要する費用 イ.増設コピー機の賃借費用 ウ.事故状況の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ.事故の原因調査および再現実験に要する費用 オ.事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ.事故の対応のために要する記名被保険者の使用者等の交通費および宿泊費 キ.通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク.記名被保険者の使用者等の超過勤務手当 ケ.臨時雇入費用 コ.新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ.コールセンターの設置、運営等の費用 シ.弁護士等への相談費用 ス.有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ.記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ソ.事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するインターネット上の書き込み、投稿等に対応するために要した費用
② 再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用(被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。)なお、事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用および再発防止策の結果、再発防止策の実施状況に関する報告書発行費用等を含みます。
③ データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のWEBサイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次のアまたはイに掲げる費用 ア.被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用 イ.被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用
④ 被保険者システム修復費用	事故により被保険者システムの損傷が発生した場合に要する次のアからウに掲げる費用 ア.被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検、調整試運転等の費用 イ.損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用および撤去費用 ウ.消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェア(使用者等の所有するモバイル通信端末等を除きます)の修復、再製作または再取得費用
⑤ 法人謝罪対応費用	事故による被害を受けた法人に対する見舞品(※)の購入費用および発送費用。この費用に関しては、1法人あたり個別の限度額を設定します。 (※)有体物にかぎります。

(2) サイバー攻撃のおそれが保険期間中に発見された場合^(注)に支出するサイバー攻撃対応費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用
② 遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用
③ 事故対応関連費用	(1) ①工、シおよびスに掲げる費用(※) (※)実際にサイバー攻撃が生じていた場合に支出した費用を除きます。

(注) 公的機関からの通報、貴社がセキュリティ運用を委託している会社からの通報などにより発見された場合にかぎります。

(3) サイバー攻撃のおそれを保険期間中に発見した場合^(注)に支出する以下のサイバー攻撃緊急初動費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用
② 遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用

(注) (2) に規定する保険金をお支払いする場合を除きます。

(4) 情報漏えいまたはそのおそれを発見したこと^(注)によって支出する以下の情報漏えい対応費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用
② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品(※)の購入費用および見舞品(※)の発送費用。この費用に関しては、1名あたり個別の限度額が設定されます。 (※)有体物にかぎります。
③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品(※)の購入費用および見舞品(※)の発送費。この費用に関しては、1法人あたり個別の限度額が設定されます。 (※)有体物にかぎります。
④ 不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用
⑤ 事故対応関連費用	(1) ①に掲げる費用
⑥ 再発防止費用	(1) ②に掲げる費用
⑦ データ復旧費用	(1) ③に掲げる費用
⑧ 被保険者システム	修復費用(1) ④に掲げる費用

(注) 情報漏えいの対象となる本人またはその家族への謝罪文の送付などによって発生したことが客観的に明らかになる場合にかぎります。

メニュー
①

メニュー
②

メニュー
③

メニュー
④

メニュー
⑤

共通

名 称	損害の内容
① 調査・報告対応費用	次のアからキに掲げる費用 ア.弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングもしくは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用 イ.文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ.記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 エ.文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 オ.資料の翻訳にかかる費用 カ.証拠収集費用 キ.アからカに付随する費用
② 訴追対応費用	公的機関からの規制手続きに関して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きをを行うために負担した費用
③ 再発防止策定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した

※詳しくは、適用される普通保険約款、特約条項および追加条項等をご確認ください。

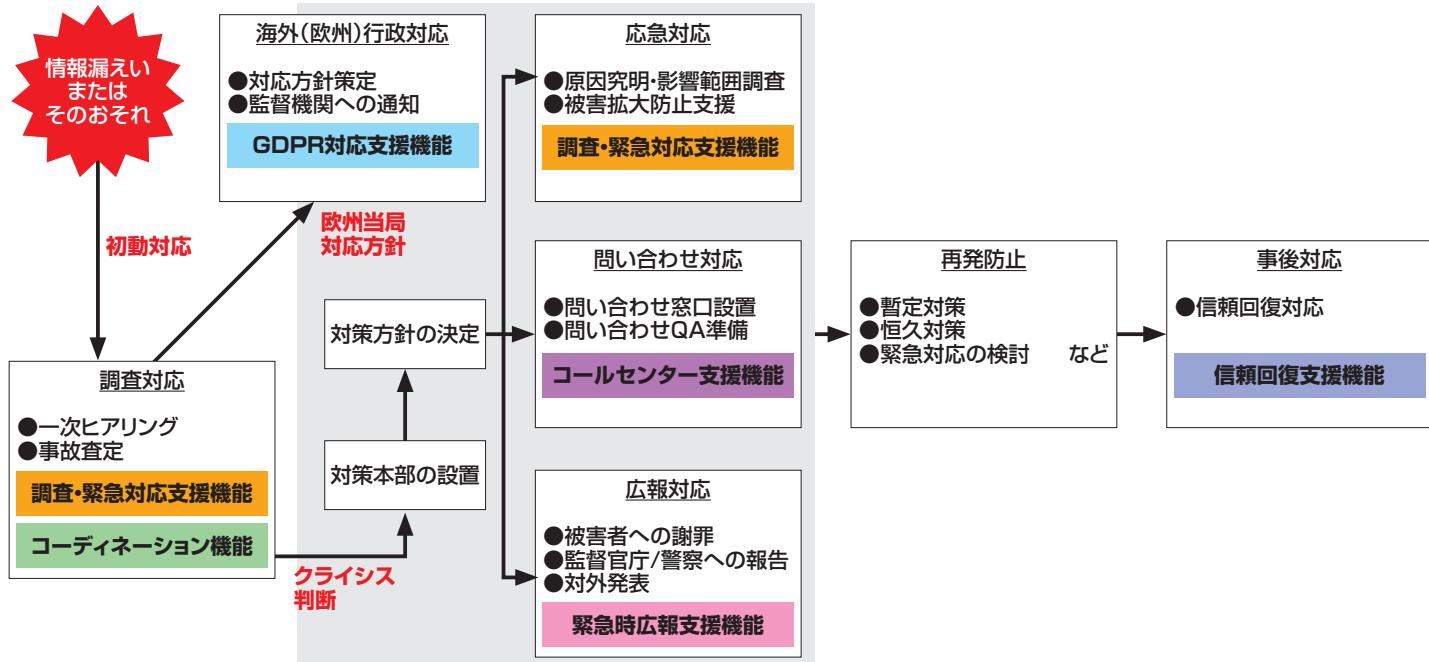
保険金をお支払いできない主な場合

- [共通]**
- ①保険契約者または被保険者の故意
 - ②被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
 - ③被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
 - ④他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
 - ⑤記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
 - ア.火災、破裂または爆発
 - イ.サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
 - ⑥知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。
 - ⑦被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
 - ⑨差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
 - ⑩暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
 - ⑪戦争等（以下のアからウに掲げるものをいいます。）
 - ア.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - イ.アの過程または直接的な準備として行われた国家間与型サイバー攻撃
 - ウ.国家間与型サイバー攻撃のうち、被害国家における重要なインフラサービス、安全保障または防衛に重大な影響を及ぼすもの
 - ⑫記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、前払支払手段の不正な操作や不正な資金移動等
 - ⑬記名被保険者が金融機関である場合、金融商品等の取引や手続き、システムもしくは現金自動預入支払機を通じて行われる資金または財産の移転等
- ※①から③については、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

【事故発生時の各種対応費用部分】

- ①記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ②記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ③電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかつたこと
- 上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せください。

サイバー攻撃等の緊急時サポート総合サービスの仕組み



緊急時の各種サポート機能

サイバー保険にご加入のお客さまからのご用命によりSOMPOリスクマネジメント(株)が必要な機能をご提供します。
また、これらの支援に要する費用は、損害保険ジャパンがサイバー保険を通じてファイナンス機能をご提供します。

調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能	コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能
<ul style="list-style-type: none"> 事故判定 原因究明・影響範囲調査支援 被害拡大防止アドバイスなど 	<ul style="list-style-type: none"> 記者会見実施支援 報道発表資料のチェックや助言 新聞社告支援 SNS炎上対応支援(公式アカウント対応サポート) WEBモニタリング・緊急通知など 	<ul style="list-style-type: none"> コールセンター立上げ コールセンター運営 コールセンターのクロージング支援 	<ul style="list-style-type: none"> 再発防止策の実施状況について証明書を発行 格付機関として結果公表を支援 	<ul style="list-style-type: none"> GDPR対応に要する対応方針決定支援 監督機関への通知対応支援 外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所の紹介など 	<ul style="list-style-type: none"> 必要となる各種サポート機能の調整 法令対応等について協力弁護士事務所を紹介など

メニュー①

メニュー②

メニュー③

メニュー④

メニュー⑤

共通

メニュー①・②・⑤ 2026 年度証券番号

メニュー①、②、⑤ 2026年度証券番号	保険種類	証券番号
メニュー①:総合賠償制度	賠償責任保険	一括払 7106049514 分割払 7106049515
メニュー②:業務中災害補償制度	事業活動総合保険	9802958297
メニュー⑤:サイバー保険制度	業務過誤賠償責任保険	R006310703

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

おかげ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4 は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sompo.or.jp/>）

お問合せ先

●取扱幹事代理店 株式会社ワイスマン 東京支店
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町1-4-1 内山ビル2F
TEL：03-5623-6455 FAX：03-5623-6488
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第一課

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 050-3808-3328 FAX 03-6388-0155

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。